

回答自治体名： 気仙沼市

担当課室： 環境課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

(浄水課)

○浄水発生土(脱水汚泥・乾燥汚泥)の放射性物質の100bqを超える最終処分場(業者)の認可数の増加及び情報提供の充実をお願いしたい。

○放射性物分析検査の終了時の目安を示して頂きたい。(例1年間を通して100bqを下回り通常の産業廃棄物処理を行っている場合は放射能分析検査を終了することが出来る等)

(廃棄物対策課)

○最終処分場における放流水等において、放射性セシウムの濃度が高い場合には、ゼオライトに吸着させることで改善が図られるとの対策事例がガイドラインに掲載されていたが、セシウムを吸着したゼオライトそのものをどのように処分すればよいのかについては記載がなかった。また、最終処分場の覆土についても同様で、覆土用として適切な土質についての情報があったものの、覆土に適した土砂がどこにあり、どこで購入すればよいのか情報提供はなく、応急的な対応がメインとなり、法律施行に伴うフォロー的な情報提供が不足しているように思える。

○本市では、昨年度、2箇所の最終処分場の埋立を終了した。処分場の閉鎖については、2年間維持管理を継続し、水質等の基準をクリアすれば廃止する予定としているが、放射性物質濃度測定はいつまで行うべきなのか、また、当該処分場の跡地利用についての明確な方針が国から示されていないなど、補完していかなければならない事案が多々あると思う。については、それらの把握に努めていただき対応をお願いしたい。

○当該措置法に基づき、最終処分場に水密性のアスファルトを施す覆土工事を行ったが、補助金事業としてのメニューがなく、一般財源での対応となった。

今後、原子力事業者に対し、賠償請求を行うこととなるが、明確な基準がないため時間を要する可能性がある。円滑な事務処理を行うためにも補助金事業等として実施できるような財政上の措置を検討していただきたい。

ご協力ありがとうございました。